

平成27年9月30日

横浜市長 林 文子 様

特定非営利活動法人

神奈川子ども未来ファンド

理事長 山崎 美貴子



特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告
にかかる改善措置の実施について（報告—2）

標記について、次のとおり報告いたします。

- 1 経理の基準に関する改善について（法第45条第1項第3号）
- 2 法令違反に関する改善について（法第45条第1項第7号）
本年6月に文書により報告いたしましたとおりの改善措置をとっております。
さらに、再発防止のために、平成27年度においては四半期ごとに委託先会計事務所
の点検作業を経て理事会に経理状況を報告しております。
- 3 監査職務の遵守に関する改善について（法第18条）
監査業務の認識を深めるとともに業務内容を的確に把握するため、監事職が理事会
へ出席することとしました。
- 4 再建計画に基づく事業再開について
昨年10月に発覚した元職員の業務上横領事件以降、寄付受入、助成募集等の活動を
中止しておりました。この間、外部有識者による「第三者評価委員会」や、関係者
による「自己点検自己評価委員会」を設置し、多くの方々から厳しい指摘や再発防止
へ向けての提言、また、事業再開へ向けての様々な御意見を伺いました。これらを受
けて、「再建計画」を策定し9月25日開催の臨時総会で承認されましたので、休止し
ていた活動を再開することと致しました。
事業再開のスタートとして、9月27日山下公園を会場とする「ヨコハマ アコー
スティックフェスティバル」に参加し、市民の方々に向けてチラシ配布、ステージで
の紹介、会場ブースでの活動を通して「お詫びと事業再開」の広報や啓発活動を実施
しました。

